

平成30年11月本会議質問

海津敦子

1 教育委員会のあり方

区長は教育総合会議で「文京区で教育を受けさせたいと転入する方が増えている」、その期待に応えることの重要性を語られています。そのためには、教育委員会の役割が非常に重要です。

教育委員会は区長から独立し、地域住民の意向を十分に反映した教育行政の実現を使命に、合議制となっています。

文部科学省は、教育委員会の問題点として

- ・教育委員会は、事務局の提出する案を追認するだけで、実質的な意思決定を行っていない。
- ・教育委員会が地域住民の意向を十分に反映したものとなっておらず、教員など教育関係者の意向に沿って教育行政を行う傾向が強い。

と指摘しており、その要因のひとつとして

- ・教育委員に対して事務局から十分な情報が提供されない。また、教育委員が、学校など所管機関についての情報を得ていない。

と上げています。

文科省が整理している問題点とその要因は文京区にも当てはまることもあると思えてなりません。

1.-1 陳情書の取り扱い

Q：地域住民等から、ある陳情が出されていましたが、教育委員会は、教育長の意見を付して教育委員に報告することもせず、合議することもせず、教育長レベルの取り扱いで回答していました。

区民からすれば、陳情を教育委員に伝えることさえかなわないならば、教育委員会が地域住民の意向を十分に反映しているとは到底思えないことでしょう。伺います。

陳情書は全て議案とし、教育長の意見を付して、教育委員に周知し、定例会で合議すべきと考えますが、いかがですか？ さらには、他自治体の教育委員会が設けているように、請願や陳情書の提出者が教育委員会定例会で事情を説明できる機会を設けてははいかがでしょうか？

A：教育長答弁

教育委員会に対する陳情の取扱いに関してのお尋ねですが、

陳情については、平成26年5月の教育委員会決定に基づき、教育長においてその取扱いを検討し、その結果を付して、教育長職務代理者及び委員に速やかに配付することとなっております。

なお、議員ご指摘の陳情は、複数の区民又は各種団体の代表者から寄せられた文書を陳情と規定している「区民の声」として出されたものであり、区民の声取扱要綱の規定に則り、適切に事務処理を行った上で、教育委員には適宜情報提供しております。

教育委員会における請願や陳情の取扱いについては、区議会での取扱い等も参考にしながら、今後も研究してまいります。

Q：また、ある教育委員会事務局は、教育委員に対して「住民から連絡があっても面会をしないように」お願いしていたと聞きます。これは、地域住民の意向を十分に反映する視点からも誤ったあり方だと考えます。文京区は、そうした縛りを教育委員にかけているのでしょうか？

A：教育長答弁

教育委員と地域住民との面会に関するお尋ねですが、本区教育委員会においては、教育委員に対して、地域住民と面会しないようにとの要請等は行っておりません。なお、教育委員は、PTA役員との懇談会や研究発表会等の学校行事において、保護者や地域住民の方たちと意見交換等を行っております。

1.-2 特別支援学級開設要望について

根津・千駄木地域の中学校に、保護者が子どもへの合理的配慮として特別支援学級の開設は当たり前の要望です。教育委員会が「安定した教育の質の維持が困難になる恐れがある」から開設しないとした理由は、開設後の「運営」についてであり、開設することへの「過重な負担」には当たりません。開設後の運営については教育委員会がいかようにも支援できるものです。

区政を監視する議会として、ぶんきょう未来は不適切な教育行政であると指摘すると共に改めて来年度の開設を要望します。「子どもの学びを保障する教育環境」を掲げる区として当然開設すべきです。

平成31年度の開設も間に合う中、なぜ、教育委員会は、「配慮ではなく排除」されたと当事者が感じ、不信感を募らせるような回答を突き付けたのでしょうか。教育委員の方々にも意見を聞かれたうえで、答弁をお願いいたします。

Q：文京区の障害者差別解消法の対応要領では、合理的配慮を提供しないことは職員の処分に関わるほど慎重を極める重要なことです。ところが、教育委員会事務局は、子ども・保護者から申し出のあった合理的配慮について、提供しない理由としての「過重な負担」の内容を教育委員に諮っていません。

伺います。

教育委員に諮らなかつた合理的理由を説明してください。

A：教育長答弁

特別支援学級の開設要望への回答についてのお尋ねですが、

文京区の現状としては、ここ数年、中学校知的障害特別支援学級の在籍生徒数は増加傾向にはなく、本年4月には、入学者が0となり欠学年となった中学校も生じており、学級数の減少に伴い教員配置数も減となっている状況です。

特別支援学級の安定した学級運営体制が整わない状況で設置を行うことは、教育の質の維持が困難となる恐れがあるため、平成31年4月の中学校特別支援学級への入学状況及び、学級数や教員配置数の変動も踏まえ、32年度に向けて検討していくものであり、保護者の皆さんへの回答はこの趣旨を踏まえ行ったものです。

なお、本年4月の中学校入学者状況については、教育委員会への報告事項であり、中学校特別支援学級の開設に向けた考え方については、教育委員の皆様にご説明しております。

教育委員の皆様には、先ほどご答弁申し上げた本区の実情について把握していただいていると認識しております。

1.-3教育委員への情報提供

Q：教育委員に対して、区議会での議論については、本会議での一般質問と答弁、また議会の「速報議事録」を提供するだけです。しかし、速報議事録は3週間かかり、情報として旬を逃します。伺います。

教育委員が地域住民の意向、学校の状況等をより把握するためには、事務局からの情報だけでなく、教育委員自らが、文教委員会、予算・決算委員会での教育施策についての審議を、傍聴できるように調整していただくことも重要かと思えますがいかがでしょうか。

A：教育長答弁

教育委員が文教委員会等を傍聴することについてのご提案ですが、執行機関である教育委員会を代表する教育長が出席しておりますので、その他の教育委員が必ずしも傍聴する必要はないものと考えております。

なお、区議会の議事日程などは教育委員にお伝えしております。

2 不登校

不登校の子どもたちの中には、学校に行かないことを選択する子どもや、学校に行きたくても行けないなど状況は様々です。「学校に行かない」子どもは問題だとの偏見が社会にはまだまだありますが、それは間違いです。不登校は誰にも起こり得ることです。増え続ける不登校について、昨年施行された「教育機会確保法」は、学校に行くことが100%正解ではないと認め、「学校を休んでもよい」「学校以外の場での学びの場も重要」であることを示した法律です。

2.-1 中学校で高い不登校出現率

Q：先日、国は、不登校が平成29年度、これまでの調査で一番多くなったことを報告しました。文京区でも不登校は増え続けています。特に中学校の不登校の出現率は、都の約3.8%、国の約3.3%に比べ、5.38%と大幅に高くなっています。

さらには、文京区で不登校の出現率が一番多い中学校は、9.73%と約一割です。一番少ない学校で2.54%です。

伺います。

文京区立中学校の不登校の出現率は、国や都の出現率に比較して、なぜ高いと分析されていますか。

また、生徒の約1割が不登校になっている学校と、少ない学校ではその差に7%以上開きがあります。その差の要因をどう分析していますか。

A：教育長答弁

中学校の不登校の出現率についてのお尋ねですが、

本区においては、小学校段階から、学習に対する不安をもっている生徒が多いという特徴があります。

また、本区の生徒は、学年が上がるほど、自己肯定感が下がっていく傾向が見られます。学習やスポーツ、習い事、趣味などで、自分が頑張っていると捉えられない生徒の割合が、全国の平均値よりも高くなっております。

こうしたことが、中学校の不登校の出現率に関係しているものと考えております。

しかしながら、不登校に至るまでには、生徒を取り巻く環境や人間関係、個々の心情などが複雑に絡み、様々な事情があることから、ひと言で要因を示すことは難しいと認識しております。

なお、各学校では、学校生活において生徒一人ひとりの自己肯定感が高まる取組みを行うことで、新たな不登校生徒を生まない工夫をしております。また、不登校が長期化している生徒に対しては、家庭や関係機関と連携し組織的に支援しております。

2.-2不登校児童生徒への学習機会確保

Q：教育機会確保法は、自治体に対して、不登校の子どもたちが「教育を受ける機会を確保するための施策」のために必要な財政上の措置を講じることを求めています。来年度の重点施策では、不登校にならないように予防的予算は積み上げられていますが、増え続けている不登校になった子どもたちへの教育機会確保のための予算はなぜ入らなかったのでしょうか。伺います。

また、ふれあい学級に通っていない不登校の子どもが安心して学べるために講じている予算額も教えてください。

A：教育長答弁

不登校になった子どもたちへの教育機会確保についてのお尋ねですが、教育委員会では、国の「教育機会の確保等に関する基本方針」に基づき、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、いずれの関係機関にも関わっていない不登校児童・生徒の減少に取り組み、教育機会の確保に努めております。

そのために、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携して支援し、家庭と子どもの支援員、ふれあい教室、総合相談室、医療機関等の活用へつなげていくほか、ご家庭の考えや、本人の意思を確認しながら、民間団体や民間フリースクールなど様々な関係機関等を紹介しています。

これらの施策は、教育、福祉分野の多岐に渡っていることから、予算額を算出することは困難ですが、来年度の重点施策においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員するなど、教育機会の確保に資する施策の充実を図ってまいります。

Q：適応指導教室「ふれあい学級」には、10月1日現在で小学生10人、中学生24人が通っています。残る子ども達は、自宅か、フリースクール等に通っていると思います。その内訳を教えてください。

A：教育長答弁

フリースクール等の状況についてのお尋ねですが、

ふれあい教室に通っていない児童・生徒の約5割がスクールソーシャルワーカーや家庭と子どもの支援員による自宅訪問を受けており、約1割がフリースクールに通っております。

Q：文科省は、教育機会確保法に基づき、公民連携による施設の設置・運営等の推進を求めています。ふれあい学級に通わない子どもたちからは、学校みたいで行きづらいとの声も聴きます。不登校の子どもたちが自分を否定することなく自信を育める「居場所づくり」に実績のある民間団体等に「ふれあい学級」を委託し、より過ごしやすい場を構築して支援を充実させるべきと思いますが、いかがでしょうか。

A：教育長答弁

ふれあい教室の民間委託についてのお尋ねですが、

現在、ふれあい教室では、都の「教育支援センター機能強化モデル事業」を活用し、民間団体と連携して、子どもへの個別指導、グループワークへの協力、指導員・実習生への指導等を実施しています。また、来年度については、他の民間団体との連携も検討しています。

このため、ふれあい教室を民間委託することは考えておりませんが、民間の持つ様々なノウハウを取り入れながら、ふれあい教室が、一人ひとりの子ども達にとって情緒の安定や集団生活への適応に資するものとなり、より居心地の良い「居場所」となるよう努めてまいります。

ふれあい教室における学びや体験などの機会についてのお尋ねですが、

現在、ふれあい教室では、できるだけ様々な経験ができるように活動を計画しており、音楽の時間、制作活動の時間を学期に1回程度設けております。

また、ALTによる授業やパソコン教室、科学実験、調理実習等の時間も設定しているほか、アスレチックへ行く「一日校外活動」も行っています。

活動への参加は本人の意思を尊重しており、毎週などの定期的な実施や事前に参加を確定する必要があるものとなると、疲れや負担感から、通級へのハードルとなることもあることから、活動の内容、回数等は、子どもに資するものとなるよう引き続き検討してまいります。

Q：不登校の子ども達への支援は、登校というゴールを目指すのではなく、子ども一人ひとりが主体的に先々をどのように歩いていくかを考えられる支援が重要です。そのためには、学校に通わなくても学校と同様の学びや体験が選択できる機会の確保が必須です。ふれあい学級で、音楽や美術等の授業を毎週設けることや、職場体験、宿泊学習といった機会を提供すべきと考えます。

ふれあい学級への通所を希望せず、家庭で多くの時間を過ごす不登校児童生徒に対して、ICT等を通じた支援、家庭訪問等での学習支援を実施し、すべての子どもが教育の機会を確保できていますか。

A：教育長答弁

ICT等を通じた支援についてのお尋ねですが、

ICT等を通じた支援については、既に、区立中学校で導入されているE-ラーニングをふれあい教室でも導入しているほか、不登校の子どもを意識した設計の学習支援システムの導入も検討しております。今後もICTを活用した学習環境の整備に努めてまいります。

なお、家庭訪問の際に、スクールソーシャルワーカーがE-ラーニングを活用することもあります。学習を行える状態に回復するまでに時間を要することがあり、多くはゲームなど、子どもが好きな活動を一緒に行うことで、自己肯定感をあげていく支援を中心に実施しております。

Q：フリースクールに通ったり、塾に行ったりすれば経済的な負担もあります。不登校の状態によって学習機会を損なうことがないように、経済的に困窮した家庭の子どもが、ふれあい学級以外で学習等を行うケースには経済的支援を検討されてはいかがでしょうか。

A：教育長答弁

経済的に困窮した家庭の子どもへの支援についてのお尋ねですが、ふれあい教室の通室の有無に係わらず、個々の学習支援の必要性に応じて「生活困窮者学習支援事業」につなげております。

さらに、今年度より、中学生学校外学習費用の助成を開始し、支援を拡充したところでございます。

3 児童生徒のための学校づくり

Q：文科省は、全ての児童生徒が安心して通うことができ、安心して教育を受けられる学校づくりを求めています。児童生徒によっては、学業不振が不登校のきっかけになる場合もあります。確実に学習内容を身に着けることができるよう、これまで以上に授業内での個別指導、グループ指導、児童生徒の興味関心等に応じた課題学習など、指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の拡充が求められています。これまでの指導・配慮を見直し、魅力ある学校づくりに向けて改善していく点は何があるでしょうか。

A：教育長答弁

魅力ある学校づくりについてのお尋ねですが、学力調査の結果を分析し、授業改善推進プランに位置付けて、教員が授業を改善することで、児童・生徒が「わかる」「できた」という授業になるよう努めております。また、個々の児童・生徒や学級の状況に適したより良い指導の一助となるよう、学級集団アセスメントを活用してまいります。

3.-1 教員に対する指導履歴の引き継ぎ

Q：区立学校の先生が、子どもの心情を理解することなく、否定的できつい物言いや怒鳴るなどを繰り返すことから、子どもたちが学校へ行くことを渋ったり、自信をなくしたりという事例があります。その先生は区内の前任校でも同様の不適切な指導を行っていたと聴きました。そうした指導の履歴は引き継がれていないのでしょうか。そこで伺います。先生が異動した際に、次の学校で同様の不適切な指導を繰り返さないようにするために、どのような仕組みを構築されるか教えてください。

A：教育長答弁

教員の異動に伴う指導履歴の引継ぎについてのお尋ねですが、異動に際しては、校長が、転入時に面談を行うとともに、前任校の校長と情報交換を行い、教員の状況を理解し、特性を把握した上で、校務分掌等を行っております。今後も、適切な把握に努めてまいります。

3.-2 指導に課題がある教員

Q：また、教育委員会は、指導に課題がある教員がその課題を克服できるよう支援するためには、校長等の管理職からの聞き取りだけではフィルターがかかることも考慮し、その学校の全教職員からヒアリングを実施し、そうした教員の課題だけでなく、学校が抱える課題を把握し、多様な面から分析し、支援を実施することが重要です。伺います。

A：教育長答弁

指導に課題がある教員に対する支援についてのお尋ねですが、管理職のヒアリングだけでなく、指導主事等の学校訪問や研修会等、様々な機会を通して、教員の状況や学校が抱える課題を共有するよう努めております。指導体制や人的支援などについては、学校と連携しながら、実施してまいります。

4 学びの格差の解消にむけて

4.-1 貧困対策としての学習支援

Q：区は、経済的な事情などから学ぶ機会に恵まれない子どもに向けて、学習支援の拠点を4か所開設し、中学2年、3年生に向けての学習塾の助成をされ、高校生の学習支援も行う予定です。ですが、もう一押し、子どもたちを応援することに踏み出して頂きたいと思います。

難易度が上がり、勉強についていけなくなる児童・生徒が急増する顕著な時期が9歳～10歳で「小4の壁」と言われています。小3までにわからないことが積みあがってしまったり、考える力が身についてなかったりするケースをいかに少なくするかが、この「小4の壁」をクリアする対策だとも聞きます。学習支援の拠点に通える子どもは、原則小学4年生からとのことで、小3以下の低学年は、自宅近くに必ずしもないことから送迎の課題があるとの理由をお聞きします。そこでぜひ、低学年にも教育委員会が手掛ける放課後の補習事業と連携して、自宅学習のやり方なども習得できるように支援していただければと思います。伺います。

A：区長答弁

小学校低学年の児童への学習支援についてのご質問にお答えします。

これまで、適宜、教育委員会と連携を図ってまいりましたが、今後も、様々な場において、児童生徒が家庭の経済事情に左右されずに学習習慣を身に付けられるよう支援してまいります。

4.-2 合理的配慮の事例集構築

Q：障害のある子への、学習内容を確実に身に着けさせるための支援、配慮を推進する上で、未だ、先生個人の力量に依存している傾向があります。そこで、文京区立学校として合理的配慮の事例集を作成し、先生の経験値の差による指導・配慮のバラつきを減らすことが急務と考えますがいかがですか。

合理的配慮は、入試においても、代筆解答や別室設定、拡大文字、試験内容そのものを記述式から四択式に変えてもらうなど配慮の申し出をお願いできるようになっています。小学校入学時から日常的な学びに合理的配慮を充実させていくことは先々での適切な配慮につながり、自己肯定観を育むことに繋がります。協定を結ぶ東京大学のバリアフリー支援室と連携していくことも一案だと思えます。いかがでしょうか。

A：教育長答弁

日常的な学びへの合理的配慮の充実についてのお尋ねですが、

現在も小・中学校においては、様々な合理的配慮の提供を行っております。特に、中学校における定期考査の合理的配慮については、都立高校の選抜考査をもとに事例を示したところです。

また、大学等と連携した取組みとしては、特別支援教育に精通した専門家の方々に、各学校での研修をお願いしております。

今後、国立特別支援教育総合研究所の「インクルーシブ教育構築システムデータベース」を活用することで、本区のすべての教員が合理的配慮の提供についての理解をさらに深めてまいります。

5 子育て支援

5.-1 一時預かり保育

Q: 文京区は、身近な場所で利用できるように、区立保育園全園で一時預かり保育を実施されていることは、保護者から評価されている点です。が、残念なことに料金は特別区の自治体の中でも1時間の単価800円と、群を抜いた高さです。近隣区は大方が500円です。

受益者負担の考え方で金額が決められてきた経緯がありますが、他自治体との均衡を欠いた利用料金の設定は問題であり、検討が必須です。伺います。

A：区長答弁

次に、子育て支援に関するご質問にお答えします。

一時預かり事業の使用料についてのお尋ねですが、

これまでの改定の中で見えてきた課題の整理や、消費税率の引上げ等の社会情勢の見極めが必要となるため、次回改定の具体的な時期や内容について、現在検討しているところです。

また、「受益者負担の適正化」は、受益者に適正な負担をしていただくものであり、今後もコストと負担割合等を総合的に勘案し、適切な料金設定となるよう、検討してまいります。

5.-2 教育センター児童発達支援事業での一時預かり

Q: 文京区が運営する児童発達支援事業に通所される家庭は20年近く前から2時以降の一時預かり実施を要望してきました。しかし、教育センターの建設にあたり、そうした希望を考慮することなく設計を行った結果、「一時預かりは場所が確保できないから実施できない」と繰り返し答弁される事態です。文京区は障害のある子を育てることが「辛い」と感じている率が、通常の子育てよりも7倍以上高いことが調査でわかっています。保護者にとって、通所施設の一時預かり保育が実施されないこともまた、辛さの要因の一つです。

児童発達支援事業でも、一時預かり保育を速やかに実施すべきと考えます。伺います。

A：教育長答弁

教育センター児童発達支援事業での一時預かりについてのお尋ねですが、

教育センターの児童発達支援センターにおいては、児童発達支援事業終了後、同じスペースを使用して、放課後等デイサービスを実施しております。そのため、一時預かり保育を行うのは困難な状況となっております。

今後も、相談支援や専門訓練なども含めて、児童のより良い発達支援を目指した専門療育を実施してまいります。

なお、幼稚園や保育園に在籍しておらず、児童発達支援事業のみに通園している児童について、一時預かりを希望される場合には、区内の他制度の紹介を丁寧に行ってまいります。

5.-3子育て広場

Q：子育て広場の開設時間について伺います。

都内の各自治体の子育て広場施設は、8時間以上開設しています。

しかし、文京区は、いずれの広場も、基本10時から16時。7月8月のみ17時までです。理由は「子どもの生活リズムを考えて」とのことです。

文京区の子育て世代の方々からは、幼稚園に送って行ったその足で下の子を連れて行ける広場として「9時からの開設」、また、「終了時間の延長」といった声が多々聴かれます。さらには、江戸川橋・汐見の子育て広場だけでなく他の広場も日曜開設の要望があります。

8時間開設を視野に入れた終了時間の延長と日曜日の開設化を図られてはでしょうか。

A：区長答弁

子育てひろばの利用時間等についてのお尋ねですが、

本区の子育てひろばでは、主に家庭での保育における、保護者の様々な悩みに対し、現場の専門指導員が丁寧に助言しているところです。

それぞれの施設においては、運営形態や施設構造、利用状況等が異なることから、日曜日の開設も含めた利用時間の変更については、施設ごとに慎重に判断してまいります。

5.-4幼稚園の預かり保育

Q：保育園の待機児童解消に向けて、幼稚園の預かり保育は大きな役割を担っています。そうした中、運動会等が土曜日に開催されると月曜日が代休日になるなどのケースが年に2、3回あるのが、就労家庭には大きな負担になっています。有休を消化するか、もしくは、どこかに預ける策を取らなければなりません。保育園であれば代休日はありません。

幼稚園の預かり保育を就労支援として位置付ける文京区ならば、行事の代休日に対しても保育を担保していくように考えるべきだと思います。伺います。

A：教育長答弁

幼稚園の預かり保育についてのお尋ねですが、

行事の代休日における幼稚園の預かり保育の実施にあたっては、園長・副園長等の管理責任者をはじめとする職員の出勤体制など、条件整備が必要となるため、今後の検討課題とさせていただきます。

6 ハッピーベイビープロジェクト冊子の記載

Q：文京区は、子どもがいる人もいない人も、結婚するもしないも、それぞれが生きづらさを抱えることなく、暮らしていけるように支援していく方向であるはずですが、区立中3年生に配布するハッピーベイビープロジェクトの冊子の記載は、読み手を傷つける可能性があります。全体を通じて、文章やイラストで想定している家族像が、パパ・ママが当然のようにいる家庭である等、想像力の射程が短いを感じざるを得ません。例えば、「今の自分を大切にしないと、将来パートナーとの間に赤ちゃんが欲しいと思ったときに、なかなか赤ちゃんができずにつらい思いをするかもしれません」と、不妊が自己管理によるものであるような印象を与える文章になっています。性感染症の記載では、エイズは同性間の感染が高いのに性的関係が異性のみとなっています。特別養子縁組等の選択肢の記載もありません。

先日開催された男女平等推進会議では、LGBT等の多様性が記載されていないといった指摘や、「避妊について記載がないのに中絶のリスクだけが書かれている」と配布方法にも見直しが必要といった意見が多数出されたと聴きます。冊子を作成してすでに5年が過ぎます。多様な生き方を想定した内容へと発展させるべきと思います。いかがでしょうか。

A：区長答弁

ハッピーベイビープロジェクトの冊子についてのご質問にお答えします。

平成26年度より、中学校3年生を対象とした啓発冊子を作成し、配布等を行っているところです。

今後は、都が今年度に改訂を予定している「性教育の手引」の内容や、中学生及び保護者等のご意見を踏まえながら、記載内容等の見直しを図ってまいります。

7 まちづくりの観点からの公共施設の在り方

人口減少や社会構造の変化により、先々の財政難が予測される今日、新たな公共施設の建設においては、多機能化や公民連携を見据えた設計が欠かせません。

慣習や前例に囚われない斬新なアイデアや公共施設の維持管理、運営等において、民間の企画力や経営能力、技術的能力をより活用することを前提にした設計が必須です。

7.-1 公共施設の有効活用

Q：文京区公共施設等総合管理計画にもサウンディング型市場調査の導入について検討すると明記されています。今後、建替え等を検討する福祉センター湯島や改修する八ヶ岳高原施設は、サウンディング調査の手法を用いて、広く民間の知見やアイデアを活用するお考えはありますか。ないとしたら、それほどのような検討を踏まえた結果でしょうか。伺います。

A：区長答弁

公共施設のあり方に関するご質問にお答えします。

まず、公共施設の有効活用についてのお尋ねですが、

湯島総合センターについては、基本構想実施計画でお示ししているとおり、改築又は大規模改修を必要としており、今後、地域のエリアマネジメントの視点を踏まえながら、敷地の効率的・効果的な活用ができるよう、サウンディング調査も含め、整備の手法を検討してまいります。

A：教育長答弁

八ヶ岳高原学園の改修におけるサウンディング調査の活用についてですが、

すでに平成26年度に基本設計を完了していることから、整備手法を検討するためのサウンディング調査を活用する予定はありません。

7.-2 プール利用

Q：先日、東京ドームスポーツが総合体育館を利用した就学前児童を対象にスイミングスクールの募集をしました。各クラス5名の募集に対して、受付開始の前日夜9時から、当日受付開始8時半までに約200人の長蛇の列ができたと聴きます。また、高齢者も健康維持の観点からプール利用のニーズは非常に高いものがあります。区民のスイミングスクールのニーズに対して、総合体育館・スポーツセンターの2施設だけで足りているのでしょうか。他の自治体では、建て替える学校のプールを一年中地域開放できるよう設計を行い、スイミングスクール等を積極的に開き、利用者や地域住民の声に答えています。学校施設を地域施設として効率的・効果的に活用する有効な手段だと考えます。

文京区では、どのように区民ニーズに対応することを検討されていますか。伺います。

A：区長答弁

スイミングスクールについてのお尋ねですが、

ご指摘のスイミングスクールは、指定管理者が区の承認を受けて自主事業として行っております。

スクールの数の増設については、指定管理事業や、個人利用及び団体利用を妨げない範囲において、検討を進めてまいります。

7.-3 学校の改築

Q：学校の改築について、伺います。

学校施設を積極的に地域開放するため千代田区は運営等民間委託しています。文京区が現状推進する学校設計では、地域開放の民間委託運営を見据えて事務所等の確保なども想定した設計はなされているでしょうか。

地域開放を積極的に実施するには個人情報宝库である普通教室の廊下を通らない動線の確保が最低限必要です。また将来、児童数が減少に転じた時には、普通教室をその時の区民のニーズに応じた用途に経費をかけずに転換できることも想定して設計することが、区民の税金を有効活用する意味でも重要な視点です。

音楽室や家庭科室などを普通教室と分けて、1区画に集約することで人口変動に応じやすい設計にしている自治体があります。文京区はいかがでしょうか。地域開放に向けた普通教室を通らない動線確保と共に伺います。

A：教育長答弁

学校の改築に関するいくつかのご質問にお答えします。

学校施設使用業務の民間事業者への委託を見据えた事務所等の設置についてですが、現在のところ、学校施設使用業務について、民間事業者等へ委託する考えはございませんが、業務を委託する場合には、活用可能なスペースにおいて対応していくものと考えております。

特別教室の配置についてのお尋ねですが、各階にある特別教室は、普通教室と区分してゾーニングしており、地域開放時のセキュリティ確保及び将来の普通教室の転活用や社会の変化等にも適切に対応できるよう、配慮した設計となっております。

7.-4 医療的ケアを必要とする児童

Q：医療的ケア児が地域の学校に入学を望んだ時に、安心・安全に入学できる環境を組み込んだ設計は行われているでしょうか。

A：教育長答弁

医療的ケアを必要とする児童への対応ですが、医療的ケアが必要な児童の個々の状況によって、必要な支援の体制は様々であることから、現在、改築の設計を進めている学校については、あらかじめ設備・機器類を整備するのではなく、保健室の面積を広め取るなど充実させることで、個々の状況に対応できるようにしております。

7.-5柳町小子ども園の設計

Q：柳町小と子ども園のエレベーターは一つです。現状の設計では、子ども園の利用児童、保護者等がエレベーターを必要とする際には、職員に声をかけて小学校に通じる鍵をあけてもらわなければなりません。これは、他の者との平等を基礎とする障害者権利条約に抵触するものです。子ども園と小学校にそれぞれエレベーターを設置して、「他の者との平等」を担保するお考えはありますか。伺います。

A：教育長答弁

柳町小学校及び柳町こどもの森の改築設計におけるエレベーターの設置についてですが、改築にあたっては、文京区及び東京都の条例、指導要綱等を踏まえ、設計を行っているところです。エレベーターの設置台数及び位置につきましては、バリアフリーの観点から、エレベーター周りの教室や廊下等の配置計画とあわせて、施設全体の使いやすさ等を踏まえた設計を進めております。

7.-6今後の児童増に対応した校舎

Q：教育委員会が、8月1日現在の未就学児童をもとに算出した33年度までの児童数と学級数の推計をみると、礪川小学校は、3年後には今年度よりも68人多い362人の児童数で、学級数も2学級増えるとしています。

礪川小学校は現状でも、子どもたちに応じたより良い教育を実践する上で教室がいっぱいいっぱいだと言われています。現場の先生たちが実感されていることは、非常に重要な視点で重視すべきものです。

また、礪川小学校の校区になる、春日・後楽園の再開発では約700世帯の入居が想定されるだけでなく、他にもファミリー向けマンションが建設されています。

教育委員会として、礪川小学校の教室数の確保に向けてどのように検討されていくかお聞かせください。

A：教育長答弁

礪川小学校の将来的な教室確保についてのお尋ねですが、

春日・後楽園駅前地区再開発等による通学区域内の世帯数増加が、将来的な児童数に影響を及ぼすことは認識しております。

しかしながら、各学年の児童数にどの程度の影響があるかについて、現時点で数値的に把握することは困難な状況です。

現在の礪川小学校の各学年の児童数及び通学区域内の未就学児の人数と、校舎内で活用可能なスペースを勘案すると、再開発等により児童数が増えた場合でも、直ちに教室が不足する状況にあるとは考えておりませんが、引き続き地域の開発等の動向に注視しつつ、将来の教室確保について、学校とも協議を進めてまいります。

7.-7 避難所としての学校

Q：国は、避難所を開設するだけにとどまらず、その「質の向上」に前向きに取り組むことは、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となるとしています。さらに、国は、被災者が尊厳をもって生活し、回復するための参考基準として「スフィア基準」をあげています。

区は、建替える学校が、被災者の拠り所となるような避難所とすべく、スフィア基準をどこまで遵守されていきますか。

伺います。

A：教育長答弁

改築する学校について、避難所となった際の使用に関するいくつかのご質問にお答えします。

スフィア基準の遵守についてですが、

現在、実施設計を行っている学校施設の改築において、スフィア基準を取り入れた設計は行っておりません。

スフィア基準については、国が平成28年に策定した「避難所運営ガイドライン」の中で「今後の我が国の避難所の質の向上を考える際の参考にすべき国際基準」と書かれており、そのことについては、十分認識しているところです。

学校施設においてどのように遵守していけるのかを含め、今後の課題とさせていただきます。

Q：建替える学校においては、エコノミークラス症候群等による健康被害を回避するうえでも段ボールベッドを導入することが必須です。が、そうなると、床に寝床を作るよりも受け入れ数は4割少なくなります。段ボールベッドを使用してもできる限り多くの避難者を受け入れられるような工夫が必要ですが、どんなアイデアを検討されているのでしょうか。

A：教育長答弁

できる限り多くの避難者を受け入れる工夫についてですが、

ダンボールベッドは、体育館以外の要配慮者スペースにも配置することとしております。

また、今後、プライベートテント等を活用することで、避難所内のデッドスペースを有効活用し、より多くの避難者が居住できるようにしていくと聞いております。

Q：スフィア基準は、避難所のトイレの最低限の基準として、昼夜を問わずいつでもすぐに安心かつ安全な利用ができること、十分な数を整備することをあげています。その目標達成のためには、女性のトイレは男性の3倍の数の整備をあげています。区としては、改築する学校にそうした視点を入れていますか。

A：教育長答弁

トイレの整備についてのお尋ねですが、
学校改築の設計においては、公益財団法人「空気調和・衛生工学会」の算定方式で適正とされている数以上のトイレの個室数を確保しております。
常設のトイレの個室数は、ご質問にあるような比率となる設計ではありませんが、避難所として学校を活用する際には、「避難所運営ガイドライン」に基づき、仮設トイレを含めた個室数の男女比が1対3となるよう、各避難所運営協議会等へも周知しており、夜間におけるトイレの利用についても、投光器等を活用して、導線を確保するなど、安心かつ安全な利用ができるよう配慮しているとのことです。

Q：障害のある人は、災害においてより大きなリスクにさらされると指摘されています。障害のある人は、個々に応じた配慮が求められると同時に、家族やコミュニティ等のネットワークから切り離されるようなことがあってはなりません。障害者の権利等が考慮に入れられていなければ、全ての人々のコミュニティを再構築するという大きな機会が失われることになる、とも書かれています。
区としては、避難所の設計において、障害のある人をはじめ、子どもや高齢者、性自認など多様な人々を想定し、家族等から切り離すことのない設計することをお願いします。

避難所の質の向上において、不自由な避難所生活から生じるストレス解消のために、家庭科室や音楽室、図書室等を自由に利用できる動線の確保は重要です。改築において、避難者が児童・生徒がいない時間にそうした部屋を普通教室の廊下を通らずに利用できるよう、考慮されていますか。

A：教育長答弁

避難所として利用した際の動線についてのお尋ねですが、
災害時の避難者が、特別教室を利用する際に、普通教室の前の廊下を通らずに移動できるよう設計しております。

Q：寝たきりの家族を抱えているなど、やむを得ず在宅避難を選ぶケースもあります。避難所は在宅避難者支援の拠点としての役割も求められます。改築する学校では、どのような視点をもって設計を行っていますか。

A：教育長答弁

在宅避難者支援の拠点としての視点についてのお尋ねですが、
地域防災計画では、避難所の機能として、給水活動、食料・生活物資の給与、医療救護所・情報伝達コーナーの設置、各種相談業務等を、在宅避難者を含めた被災者に対して行うこととなっており、
改築する学校においても、エントランスホールや1階にあるホール等の活用を視野に入れた設計をしています。

8 高次脳機能障害者支援促進事業

Q：東京都は高次脳機能障害者支援促進事業を進めています。

都内の62市区町村の内40が支援促進事業に手を上げている中、文京区はこの事業に手を上げていません。就労年齢の延長などで、在職中に高次脳機能障害を抱える人や療養後に復職する人も増えており、区民の理解が必須です。

文京区がこの事業に手を上げない理由はなぜですか、また今後、取り組む予定はあるのでしょうか。伺います。

区として、高次脳機能障害の理解を深めるための講演会等の企画や、リハビリ病院等からの退院・復職に向けたステップとして、どんな方法があり、どんな福祉サービスが使えるか等、様々な相談に答える事業が必須です。現状はどのようなメニューがあるか、伺います。

各省庁の障害者雇用人数改ざんは、何の調査も罰則もない中で意図的に行われており、排除・隔離の構図は津久井やまゆり園事件とも通じ、“障害者とともに”の掛け声が虚しくなる非常に重大な事件です。文京区では成果・効率優先ではない、インクルーシブ・多様性尊重の施策を、是非進めていただきたいと希望します。

A：区長答弁

高次脳機能障害者支援促進事業等についてのご質問にお答えします。

区では、高次脳機能障害がある方も含め、一人ひとりの症状や障害の状態に応じ、適切に相談を行いながら各種障害福祉サービスにつなげるとともに、障害者基幹相談支援センターのピアサポート事業などを通じて、支援を行っております。

お尋ねの都の事業については、今後、本区におけるニーズや、実施体制等を踏まえ、検討してまいります。

9 地域包括ケアシステム

Q：高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等が、日常生活の場で一体的に提供されることを目指す地域包括ケアシステムですが、文京区は、現在でもこの仕組みの構築に関わる部署は広範で複数の所管に分かれています。より一体的な施策を進めるためには、知的・身体障害、精神障害で分かれている部門の一元化を含む組織の再編が必要かと思います。いかがでしょうか？

また、国は、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムでは、高齢者のみならず、障害のある人や子育て世帯、生きづらさを抱える若者、がんや難病など生活上の困難を抱える人なども対象として、総合的に支援することを求めています。

例えば世田谷区では、すでに地域包括支援センターで高齢者に関する相談に加え、障害のある人や子育て中の人の身近な相談にも応じています。

文京区は、高齢者あんしん相談センターを、今後どのようなスケジュールで高齢者以外の人たちの相談にも応じる拠点として再構築していくのでしょうか。また、その際、解決すべき課題はどのようなことでしょうか。

A：区長答弁

地域包括ケアシステムに関するご質問にお答えします。

現在、基本構想実施計画に基づき、地域包括ケアシステム構築に向けた、医療、福祉関連の組織のあり方について、障害部門を含む関係部署で検討を行っているところです。

また、地域共生社会の実現に向けては、高齢者あんしん相談センターをはじめ、障害者基幹相談支援センター等の関係機関が、それぞれの専門性を活かしながら、連携を強化することにより、包括的な相談支援体制の充実を図ることが、結果的に、地域の様々な課題への的確な対応につながるものと考えております。

10 各施策と憲法・条約、法律等との整合性

議員は区民の代表として、区民の立場から区政を監視することが責務です。

そこで、監視の基本となるのが、根拠となる、憲法、子どもの権利条約、障害者権利条約等の条約、さらには法律、区の条例、要綱、規約、要領等に基づいて施策が実施されているかどうかです。

区民にとっても非常に重要なことで、これらは区民との約束事の根拠であり、矛盾するような施策は合理性を欠き、信頼されません。かつてはなかった条約が批准されたり、新たな法律が施行されたり、区職員は、根拠となる憲法や条約、法律、条例等に関して常に最新の情報を念頭に業務を行うことが肝要です。伺います。

Q： 施策の決定にあたっては、しっかりと法務担当も加え、憲法・条約、法律等に抵触していないか、また、区長が重視される SDGs の理念、誰も置き去りにしないといった方針等と矛盾しないか、多様な視点からチェックしているのでしょうか。

A：区長答弁

法令等と各施策との整合についてのご質問にお答えします。

行政活動の根本的な原則は、法令等に基づく自治体経営を展開することであり、法令や条例等の法規範を遵守することが不可欠であると認識しております。

また、地域課題の解決のためには、法令等の条文の解釈だけでなく、立法趣旨等を深く理解することも重要であり、政策法務の考え方や、SDGs等の視点から、政策の立案に当たることが必要です。

そのため、施策の立案などにあたっては、それぞれの所管部署と法規担当部署が連携し、法令、条例等の適用関係について、多様な視点から適切に確認を行っております。